

内 容		留 意 事 項
①準備工	<b>服装・保護具の確認</b> ヘルメット・制服については、公安委員会に届け出ているものを使用。(警備業の場合) 滑り止め付き手袋・安全靴・自発光チョッキ(夜間に限る)・警笛・しらすだー受信機を装備。 <b>規制機材の準備・積み込み・電光規制材の点灯確認</b> 必要な規制材をトラック等に積載する。 電光規制材は、出発前に点灯確認し、事前に電池交換などを行っておく。 特にラバーコーンの積載高さには規定があるので、それ以上の高さとならないようにする。 飛散防止対策を確実にする。 規制材積載の最終確認。 <b>作業打合せ</b> 危険予知活動(KY)の実施 作業人員・車両の確認 業務用プレート確認 <b>その他</b> トラックなどの運転については、急ハンドルや急ブレーキを行うことが内容に注意する。 4トラックなど使用頻度が少ない車両の運転は特に注意をすること。	準備作業時においても、ヘルメット・安全靴・滑り止め付き手袋を着用する。 高視認性作業服以外の場合は、昼間も安全チョッキの着用が必要。 過積載とならないように積み込む。荷台にバランスよく積載し、片荷に注意する。 積載は隙間が極力無いよう積載を行い、隙間があれば極力規制材等で埋める。 ラバーコーン高さは、あおり両端は10本以下・あおり真ん中は15本以下とする。 ロープ掛け・飛散防止ネットの完全着用。 現場責任者が、最終の積み荷チェックを実施する。(数量・荷姿・飛散防止など)
	<b>編成など</b> 保安巡回の人員編成は、作業員3名・保安員1名の計4名とする。 保安巡回の車両編成(基本)は、2tトラック1台・標識車1台の計2台とする。	作業内容により、2班合同で対応する場合もある。 作業内容により、高所作業車などに変更する場合などもある。
	<b>テーパー部の設置</b> 路肩進入時は、300m手前でハザードを点灯し、100m手前でウインカーに切替進入する。 2tトラックは作業現場付近へ、標識車は作業現場から20m上流に停車する。 LED標識を点灯させる。 監視員の配置を必ず行ってから作業を行う。 テーパー上流50m程度の位置の路肩中央に発炎筒を設置する。 監視員は、発炎筒設置後は標識車上流20m程度の位置で監視する。 飛散防止ネット・ロープを取り外す。 矢印板は5m間隔で、2枚設置する。(標識車の後部より、10mと15m上流の位置) 山形矢印板にはピカポンを設置する。ピカポンは、専用の台に載せること。 矢印板の2枚目から5m下流にとまるくんを1台設置し、5m下流に標識車がくるよう調整する。 監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。 運転手が降車する場合は、必ず輪止めを行う。	進入後はハザードを点灯する。また、黄色回転灯搭載車は、500m手前で回転灯を点灯する。 上流側に停車できない場合、無理をせずに次IC等で折り返し現場へ再度向かうこと。 しらすだーを活用する。(電源をONにする)からまんで一レッドホーンの使用。 発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。 車線側の作業は、最低限とし一般車の動向をよく確認する。 山形矢印板は、ボス型ウエイトを上に乗せ、紐付き土のうで供用車線と反対側に引っ張る。 ピカポンは、上流側から1枚目青・2枚目赤の順番で設置する。 基本的には消火せず燃え切らせること。
	<b>ラバーコーンの設置</b> ラバーコーンを5m間隔に設置する。(箇所によって少し変動することがある) ラバコーン設置時は、車両ではなく基本的には人力もしくは台車で行う。 標識車の前バンパーにとまるくんを設置する。 作業中は必ず監視員を配置すること。 手順書別紙①にある、人力・台車指定ランプについて、線形の悪い部分については人力・台車の作業とするため車両では行わない。(直線部や線形の緩い部分は車両で設置しても良い) 表に記載が無い箇所についても、規制が短い・運転が怖い・危険と感じた場合は人力・台車でラバーコーンの設置を行ってもよい。	事前の打合せ時に、設置間隔の確認を行う。 外側線よりはみ出さないよう設置を行う。 前バンパー下部中心に、食い込ませた状態で設置する。(車止めの役割) 作業時は、必ず監視員を配置し、台車はストッパー付き台車を使用する。
	<b>交通監視・規制内作業を行う。</b> 標識車から作業箇所(交通保安員)までは15m離隔距離を確保する。 交通保安員と作業員との離隔は5m程度まで接近する。 安全に退避できない場所については、作業を行わない。(路肩狭小部など) 後退誘導時は、工事用車両運転手と打合せを行い誘導を行う。 追加で車両進入がある場合は、体の前面で黄旗・誘導灯を大きく回し、車両入り口の位置を示す。 作業車両を退出させる場合は、工事用車両運転手と退出前に合図方法を打合せする。	必ず15mの離隔距離を確保すること。 別途車線規制等で対応を検討する。(無理せずやめる) 合図方法・誘導位置の確認をする。 流入後は、一般車の誤進入防止の誘導を行い、誤進入があった場合は、一般車を規制外へ誘導する。 一般車の切れ目を確認し、安全に退出できる間隔で退出誘導を行う。
<b>ラバーコーンの撤去</b> 標識車の前バンパーに設置した、とまるくんを撤去し2tトラックに積載する。 ラバコーン撤去は、車両ではなく基本的には人力もしくは台車で行う。 手順書別紙①にある、人力・台車指定ランプについては、線形の悪い部分については人力・台車の作業とするため車両では行わない。(直線部や線形の緩い部分は車両で設置しても良い) 表に記載が無い箇所についても、規制が短い・運転が怖い・危険と感じた場合は人力・台車でラバーコーンの撤去を行ってもよい。	作業時は、必ず監視員を配置し、台車はストッパー付き台車を使用する。	
<b>テーパー部の撤去</b> テーパー上流50m程度の位置の路肩中央に発炎筒を設置する。 監視員は、発炎筒設置後は矢印板1枚目の上流側20m程度の位置で監視する。 標識車上流側にとまるくんを撤去し、標識車に積載する。 矢印板・ピカポンなどの機材を撤去する。 監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。 離脱前には、飛散防止ネット・ロープを設置する。	発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。 基本的には消火せず燃え切らせること。火がついた状態で、	

【留意事項(全般)】
☆規制材を本線で落下させないよう、必ず飛散防止ネットロープ等の対策を行う。また、飛散するものが無いか離脱前に車両を確認すること。 ☆単独作業は行わず、複数人で声を掛け合い作業を行う。 ☆路肩作業時は、極力路肩側から乗降する。 ☆トラックの荷台にあがる際は、乗降ステップを使用する。 ☆現場での保安・監視を行う場合は、事前に退避場所を確認すること。また、極力安全な場所で行う。 ☆現場での保安・監視時は、一般車両の警戒を行い車両進入等の異常事態時は即座にしらすだー警報機を作動させるとともに、自身も退避する。

②テーパー一部設置

③ラバーコーン設置

④テーパー監視・現場保安・規制材保守

⑤ラバーコーン撤去

⑥テーパー一部撤去